

第 28 回市場化テスト WG・第 13 回官業民営化等 WG 合同 WG 議事録(文部科学省ヒアリング)

1. 日時：平成 17 年 11 月 8 日(火) 15:00～15:45

2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 4 会議室

3. 項目：独立行政法人日本学生支援機構

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

八代主査、草刈副主査、黒川委員、安念専門委員、翁専門委員、福井専門委員
美原専門委員

○文部科学省

高等教育局学生支援課 課長 栗山 雅秀

課長補佐 齋藤 潔

課長補佐 阿部 正一

課長補佐 三枝 広人

外国人学生指導専門官 酒井 哲夫

大臣官房総務課行政改革推進室 室長 永山 裕二

○八代主査

それでは、独立行政法人日本学生支援機構についてディスカッションしたいと思います。
最初に、15 分ぐらい御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○栗山学生支援課長 学生支援課長の栗山です。よろしくお願いいたします。

では、調査票に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、日本学生支援機構の事務・事業の内容でございますけれども、大きく分けて 3 つ
ございまして、奨学金、留学生、それから学生支援ということですが、奨学金、学
資を貸与して修学援助を行っている。

それから、学生関係に関しては、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、その他
の事項に関する相談指導について支援を行うということでございます。

それから、留学生交流関係では、その推進のための事業ということですが、奨学金の給
付、あるいは宿舍、交流事業などを実施しております。

こういった事業を通しまして、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成、相
互理解の増進に寄与するという目的で事業を行っているものでございます。

それから、民間開放の状況でございますけれども、機構では中期計画に基づいて事業の
効率化、合理化、それから経費の削減の観点から民間に委ねられる業務については、積極
的に民間委託を図っております。

例えば、奨学金事業では、定型的で大量な業務、より効率的、効果的な業務が可能と見
込まれるもの、こういったものについて、業務を委託して実施しております。

具体的には、申込用紙の梱包、発送ですとか、誓約書の点検。延滞者の住所、電話番号

の調査、あるいは延滞者への督促といったものについて委託をしております。また、17年度においては、更に延滞者に対する訪問督促にも委託を進めておるところでございます。

それから、留学生交流、学生支援事業についても、例えば留学生宿舍の運営、会議施設設備の管理、あるいはデータ入力作業、こういったものについて外部委託を行っております。

当該独立行政法人を廃止した場合の影響でございますが、この機構は学生支援のナショナルセンターというふうに位置づけておりまして、国の政策と密接に連携しながら、今、申しあげましたような奨学金貸与事業とか、留学生支援、学生支援事業を総合的に実施していますので、こういった業務を安定的、継続的に提供するということが困難となって、次世代の人材育成あるいは国際理解交流推進、こういった行政目的に支障が生じると思います。

○八代主査 当方は奨学金事業を廃止しろと言っているのではなくて、奨学金事業をなぜ国の機関でやらなければいけないかを聞いているわけですから、奨学金事業の意義ではなく、なぜそれを国でやらなければいけないか。独法法人でやらなければいけないか。奨学金事業を廃止にするかどうかという話とは関係ないわけなんです。

○栗山学生支援課長 この項目は、当該独立行政法人を廃止した場合という調査項目でしたので。

○八代主査 行政法人を廃止するということは、何も奨学金事業自体を廃止するとは書いていないわけですし、そう読んでいただければと思います。

だから、逆に言えば、そこの独立行政法人を廃止したら、奨学金事業が自動的に廃止になるという想定で御説明いただくと、ちょっとポイントがずれてしまうんじゃないかということなんです。

○栗山学生支援課長 そこは自動的に廃止になると思いますけれども、それはまた次のページで、それに関連することもありますので、そこでまた説明させていただきたいと思いますけれども。それでは、次のページにまいりたいと思います。

まず①の16年度の活動実績と今年度の予定、これは後ろに資料を付けておりまして、これを説明していると長くなりますので、これは省略させていただいてよろしいでしょうか。

○八代主査 はい、あくまでもそちらの機構の特殊性といいたいでしょうか、民間ではできずに、ここでしかできないんだということを、ちょっと御説明いただければありがたいと思います。

○栗山学生支援課長 では次に参りまして②、まず奨学金の貸与・回収業務について包括的な「市場化テスト」の対象とすることについての見解ということですが、そもそも機構の奨学金事業というのは、国が行う奨学金事業を機構が行っているという位置づけでございます。

国は、ここにありますように、教育基本法において、国及び地方公共団体は能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に奨学の方法を講じなければなら

いとありまして、政府が責任を持って取り組むべき重要な教育政策と。ですから、確実にこれを実施する必要があるまして、これを安定的かつ効果的に実施するためには、やはり独法によって実施する必要があると考えております。

奨学金事業は、例えば、学業不振者に対する、成績に対する学習指導ですとか、激励とか、学生に対する指導と一体不可分という特性がございます。

例えば、返還の猶予・免除制度がありますけれども、これは学校における教育の成果といったものを評価、要するに教育の評価を伴うような事業であるということ。

そういったものを考えますと、これを民間に委託するというようなことは、なじまないと考えるわけでございます。

ただ、先ほどちょっとお話ししましたように、外部委託、いろいろな発送作業あるいは延滞者への督促業務、こういったものについては業務の委託を進めております。

こういったものについては、その効果を検証しながら、可能な限り民間に業務を委託しているということでございます。

次に学生支援、留学生関係の業務でございますけれども、そもそも学生支援業務は、国が行ってきた業務でございまして、国が行う情報の収集、提供あるいは研修、調査といったものでございますけれども、こういったものを行うには、やはり内容としては、大学独自の運営のノウハウですとか、あるいは学生の非常に機微にわたる情報ですとか、そういったものが入っているわけですが、そういったものを収集するには、大学とか学生、こういった自治体の理解と極力が不可欠でありまして、こういったことを実施するために、やはり公的機関である独法が行うことが適当だと考えているわけであります。

○八代主査 おっしゃっているのは、民間に任すと情報が漏れるおそれがあるから公的機関である独立行政法人で行わなければいけないという御趣旨ですね。

○栗山学生支援課長 漏れるということではなくて、そういう貴重な情報を提供してもらうためには、やはりその主体としては、国もしくは独立行政法人が適当だと、そういう方がより法人が提供したくない情報でも社会に貢献すると考えれば、提供してくれる可能性が高いのではないかと考えます。

○八代主査 だから、民間であれば、そういう秘匿性の高い情報は大学が拒否する可能性があるということだということですね。

○栗山学生支援課長 はい。

○八代主査 わかりました。

○福井専門委員 そもそも学生支援業務とは何ですか。

○栗山学生支援課長 具体的に言うと、ここに書いてあるように、要するに各大学が学生支援として取り込んでいるさまざまな業務について。

○福井専門委員 例えば、何のことですか。イメージがわからないのですけれども。

○文部科学省関係者 学生相談であるとか、あるいは修学、いろんなカリキュラムの選択の支援とか、そういうもの。

○福井専門委員 それと機構がどう関わっているんですか。

○栗山学生支援課長 各大学が持っている学生に対する指導の内容とか、具体的ないろんな相談のノウハウ、それを集めて情報として各大学に提供していると。最後に留学生関係ですけれども、留学生については、奨学金の給付や補助金の交付等を行っているわけですが、これももともと国の給付事業、こういったものを実施しているわけですので、中立性・公平性が強く求められる、どこが行うことが適当ということですので、法人の判断によりまして、データ入力とか、そういった事業の委託を行っているということです。

それから、留学生宿舍の設置運営については、ここにありますように、窓口業務、交流事業の補助、清掃、警備といったものについて委託を行っているということでございます。

以上です。

○八代主査 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションをお願いします。

どうぞ。

○安念専門委員 先ほど貸与を受けている学生に対して教育的な指導をするという御趣旨のことをおっしゃったやに記憶するんですが、それは、一定の成績を満たしていなくてお金を貸せないわけだが、その一定の成績を満たす、すれすれになってくると、教育的な指導をして、指導するというようなことをおっしゃるんですか。

○栗山学生支援課長 実際にそれを行うのは大学ですけれども、例えば進級できなくなったらそもそも奨学金はストップされるわけですが、それに近いような状態になった場合に、きちんと勉強するようにというような指導を大学にしてもらう。それを確実にさせるという業務をしているということです。

○福井専門委員 それは、基準が決まっているわけでしょう。この線を下回れば、あるいは進級しなければ奨学金はなくなる、という基準が決まっているでしょう。

○安念専門委員 学校側が教育サービスの一貫としてやるのは当然だと思います。落第した場合、お金を貸してもらえなくなると決まっているんだから、そんなことをする必要はないし、しろなんてどこにも書いていないんじゃないですか。

○福井専門委員 そういう親切な指導をした方がいいとしても、なぜ、それが独法の職員だけがなし得る仕事なのですか。もうすぐ基準を満たさなくなることについて、民間人には指摘する能力もないというのですか。

○栗山学生支援課長 要するに、大学と連携をしながら業務を進めていく必要がありますので、そういうことからすると、大学と一体となった業務をするには、一民間組織であるよりは、独立行政法人の方が。

○福井専門委員 奨学金をもらい続けてもらわなかったら、在学してもらえなくなるから、大学だって困ると思います。奨学金基準を満たさなくなるような学生には、大学としても当然ちゃんと勉強しなさい、進級しなさいという利害があります。機構に言われるまでも

なく利害関係があるのに加えて、自分の顧客である学生がリタイアするかもしれないという瀬戸際になって、民間から言ってこようが、独法から言ってこようが、国から言ってこようが、情報提供してくれないよりは、してくれる方が大学にとってはハッピーじゃないですか。なぜそれが国との関係だけで連携ができる、ないし独法との関係でだけ連携が可能などと大学側が考える理由があるのですか。

○栗山学生支援課長　そもそも奨学金事業というのは、国が調達した資金によって貸し付けを行って、国が。

○福井専門委員　そういう問題ではありません。今、連携とおっしゃったでしょう。どうして、もうすぐ進級できなくなるよ、という情報提供をすることが、民間人だと連携ができなくて、独法であつたらできるのかということです。何の関係がありますか。

○栗山学生支援課長　それは、独法の方がより連携がしやすいんですが。

○福井専門委員　いや、そういう一般論ではなくて、今の問題に限って教えてください。どういうふうに連携しやすいんですか。

○栗山学生支援課長　それは関係ないとおっしゃいましたけれども、大いに関係がありまして、これは国の資金を用いてやっている国の事業ですから、その国が支給しているものについて、民間にそういうフォローをさせるということは適当ではないと。

○福井専門委員　国の資金だろうが、民間の資金だろうが、民間が仮に奨学金の貸付業務を代行しているとして、大学との関係でもうすぐ進級できなくなるかもしれないから勉強しなさいというような指導を、仮に百歩譲ってする必要があるにしても、民間から言われたのでは大学が言うことを聞かない、大学自身が、言わばお客さんを逃してしまうようなことを平気でするのでしょうか。

○八代主査　だから、質問が2つあって、1つは、そちらが答えているような国の資金を使うから独法でなければいけないという1つの論理。

もう一つは、大学から信頼性を受けるためには、独法でなければいけないという2つのことをそちらが説明されたから、その人1つについて質問しているわけです。国の資金云々というのは、またそれはそれで別の質問をしますけれども、とりあえず、なぜ独法法人でないと大学との協力ができないかということに、まずお答えください。

○栗山学生支援課長　それは独法であれば、中期計画とか、そういういろいろな独法の手法を通じて、事業の公共性が担保されていますし。

○福井専門委員　要するに、進級できなさそうな学生に、その情報を提供する主体が、独法の職員であれば連携できるけれども、民間団体の職員であれば連携できない、大学側はそういう情報を無視するか、あるいは言うことをきかないから、ちゃんと伝わらないということですね。その端的な理由をおっしゃってください。

○栗山学生支援課長　伝わらないとは申ししていないんですけれども、それはやはり、さっきちょっと言いかけたけれども、そういう公共性を担保する独法によって行っていた方が、よりの確に、あるいは円滑な業務が遂行できると。

○ 福井専門委員 公共性と関係ないのです。繰り返し関係のないことにお答えにならずに、進級できなさそうな学生に対する連絡の発信源が民間であるのと、独法であるのと端的に何が違いますか。

○ 栗山学生支援課長 公共性は関係ないという認識は違うと思います。公共性というのは大いに関係があると思います。

この奨学金は、2つのことかもしれませんが、これは相互に関係がございまして、そういう国の資金を用いてやっているということは、やはりそれは公共性が高いということですから、そのことは関係ないということとは言えないと思います。

○ 福井専門委員 奨学金について進級できそうか、どうかというときに、情報提供するという業務が、何ゆえに独法の職員だけ連携をもってやれるのかということについて、端的にその論拠を教えてください。

○ 八代主査 公共性の方が問題なので、今、福井専門委員が言った点は同じようなものだとすることをちらっとおっしゃいましたから、それでよろしいわけですね。公共性の方に議論が。

○ 栗山学生支援課長 より独立行政法人の方が円滑あるいは適当だと。

○ 福井専門委員 だから、なぜ。

○ 安念専門委員 何か実証的なデータとかお持ちなんですか。

○ 福井専門委員 根拠は。

○ 栗山学生支援課長 それは独立行政法人が公共性を担保する、いろいろな国との。

○ 福井専門委員 公共性じゃありません。要するに、奨学金の対象にならなそうになった段階での情報提供を例に言っておられるんでしょう。その情報が伝わらないということの具体的で実証的な論拠を挙げてください。

○ 栗山学生支援課長 実証といっても、これは現に独立行政法人がやっているのです。

○ 福井専門委員 その件について実証的データはないんですね。

○ 栗山学生支援課長 今、実際に行われているのは、独立行政法人が行っているわけですから。

○ 福井専門委員 そうじゃない可能性について、それはあり得ないとおっしゃるのならちゃんと根拠を持っておっしゃっていただきたいということです。

○ 栗山学生支援課長 先ほどから申し上げていますが、あり得ないとは申しておりません。

○ 八代主査 では、あり得ないことはないということは認められたわけですね。

次に、国の資金を用いているから公共性があるから独法法人でなければならないという論拠について、ちょっと議論したいと思いますが、国の資金を用いているから文科省の事業は全部独法でやられているんですか。国の資金を用いていけば、民間でやっているようなことは一切ないんですか。

○ 栗山学生支援課長 要するに、国が行う奨学金事業だからだということです。要するに、国の財政支出があるということではなくて、国が行う奨学金事業だからと。

○福井専門委員 それは、トートロジーじゃないですか。国が行っているのを国じゃない形で行うことの実質的弊害があるのなら御教示くださいということです。その答えが、今、国がやっているからというのでは、支離滅裂じゃないですか。

○安念専門委員 だから、金の出どころが国だというのは、それはほかに出す人がいないんだから当然ですよ。問題は、ディストリビューションというか、デリバリーをだれがするかという問題ですからね。お金は国が出すんです。そのディストリビューションをなぜ独法がやらなければいけないのか、一般銀行等がやってはなぜいけないのか。基準が決まっているんだから、だれがやったっていいじゃないですか、あとは資金の管理をきちんとして、それから返さない人からちゃんと取り立てるという機能があればいいんであって、それは独法よりも、ひょっとすると、銀行とか、あるいはサービサーの方がちゃんとやりはしないか、というのが世間の常識と思うんですが。

○翁専門委員 要件の適合性の判断というのは、客観的にマニュアル化されているわけですね。そうであれば、民間にそのままそれを渡して、民間にやらせることが可能なんではないですか。

○八代主査 今の奨学金事業の中で、民間にマニュアル化された形で渡せないような裁量性を持っておられるかということを聞きたいんです。そうであれば、国がやらなければいけないというのはよくわかりますけれども。

○安念専門委員 大体税金を使うのに、そんなに妙な裁量性があってもらっては、むしろ困りますね。

○八代主査 だから、その是非というんではなくて、整理をしているわけで、まず、そういう裁量性があるかどうかということを聞いているわけです。それにちょっとお答えいただけますか。

○福井専門委員 融資の基準とか、返済の基準については、文章になっていますね。

○栗山学生支援課長 なっています。

○福井専門委員 それを今お持ちだったらコピーをいただけませんか。

○栗山学生支援課長 要するに、成績とか、所得とかがこうなっているとか。

○八代主査 だから、そういう基準を決めるのは文科省で決めるべきなんです、一旦基準を決めたら、それに従ってやるのは民間の銀行では、なぜできないのかを聞いているわけなんです。

○栗山学生支援課長 それは、繰り返しになっておかしいとおっしゃるのかもしれませんが、やはりそれは国が調達して、法律で国が実施しろと言っているものを民間に委ねるとするのは、それはやはり。

○福井専門委員 それはさっきの八代主査の質問にもありましたけれども、国の事業で国の資金を使っているから、あるいは国が貸し付けているから民間が一切が関わっていない、という事例は他には全くないのですか。

○栗山学生支援課長 だから、奨学金については、国が実施しろと法律が言っていると。

○福井専門委員 国が実施しろと法律で言っているような貸付業務、その他公金を使う事業で独法以外がやっている事業は1つも無いのですかという質問です。

おっしゃる基準によるならば、ほかにそういうものが存在していたら、お示しの理屈が成り立たないじゃないですか。

○栗山学生支援課長 それは、そういう事実が仮に存在していても、それが適当かどうかという問題があると思いますから。

○福井専門委員 他省庁所管のものも含めて、あなたが適当かどうかを判断されるんですか。よその公共的な事業について、そういう権限はどこにおありなんですか。

○栗山学生支援課長 私の判断が最終判断ということではなくて。

○福井専門委員 ほかが適当でないのやっていて、自分のところだけが適当だということだったら、その論拠、何と比べてどういう論拠で、これだけは大丈夫なのかということを、ちゃんとこの場で証明いただかないと困ります。

○栗山学生支援課長 証明する現実のものが、今、このテーブルに。

○福井専門委員 ないのだったら、どうしてほかが適当でないのに、そういうことをやっているといえるんですか。

○草刈副主査 国が金を出しているものは、要するに国が全部やらなければいけないと、そういう議論で来られてしまうと、それでは「市場化テスト」だとか、民間委託だとか、そういうのは何もできない。例えば、今、議論になっている、いわゆる政府系銀行、あれだって国が金を出しているわけでしょう。国、国というけれども、税金ですよ。

それで、それをどういうふうにするかと、今、議論していて、民営化しようという議論だってあるわけでしょう。そんなことを言っているのに、奨学金だけは聖域で、それは民間が触ってはいけないみたいな話をされると、議論にならない。

○八代主査 官房も全く同じ御意見なんですか。国の資金であれば、必ず国が独法法人を通さないとだめだと文科省は考えておられるんですか。

○永山行政改革推進室長 少なくとも、学生支援機構については、先ほど御説明したように、法律で国がと書いてありますので、そういうものについては、やはり国が責任をどこまで取るかという議論はありますけれども。

○福井専門委員 ほかのを含めて、それが一般則ですかというのが質問です。これに書いてあるかどうかじゃないのです。それが政府の統一方針ですかということです。

○永山行政改革推進室長 少なくとも、すべて調べているわけではありませんが、法律で国がやらなければいけないと書いてあって、例えば民間企業がやっていると。

○福井専門委員 規制改革というのは立法論を議論する場ですから、法改正も必要があれば辞さないというのが大前提です。

現在、国が、と書いてあっても、それが適切かどうかは、これからの議論を通じて明らかになることです。

○八代主査 国というのは、国が奨学金事業をやれとっていることで、だれが具体的

にその事務をやるかということまで全部読めるのかということなんです。

我々は奨学金事業を廃止すべきかどうかを議論しているんじゃないんですよ。奨学金事業をやるとして、それをだれが具体的にやるかを議論しているわけですから、要するに、この法人しか奨学金事業をできないということを御説明いただきたいと言っているわけで、法律に書いてあるのは、国が奨学金事業をやれということを言っているだけなんです。だから、それはだれがやったって別にいいわけですよ。

○永山行政改革推進室長 当然、いろんな主体があって、独立行政法人がやっている場合、宝くじは財団法人がやっているとか、そういう民間企業というのは、私も思い付きませんけれども。

○福井専門委員 もうちょっと具体的なイメージで申し上げると、一種の国直営なり、国の機関直営の奨学金貸付事業のようなものというのは、そんなに一般的ではないのです。他国では、例えば利子補給をするというような形の奨学金もある。それから、債務保証の形で間接的に民間金融機関の補完をするというような制度もあります。そういうものについて、もっと徹底的に、正確にお調べいただきたい。諸外国の事例についてきちんと整理をして、これと同じ形態のような奨学金事業で返済率も高く、うまくいっているような事業がもしあるのなら、その返済率のデータもお示しいただきたいと思います。

○八代主査 それから、栗山課長に是非お聞きしたいのは、今、官房の方から言われたように、国の事業であっても財団法人でやっているものが、文科省でもあるんです。だから、なぜこれを財団法人でできないのかという御質問をもう一回お答えいただきたいんです。なぜ独立法人でなければできないんですか。

○永山行政改革推進室長 宝くじは総務省の方ですので、ただ政府全体としては、幾つかは選択肢はありますと。

○八代主査 ごめんなさい。文科省でないとしても、政府全体では国の資金を使って、財団法人、社団法人を使って、いろんな事業をしている例はあるわけですから、このケースにおいて、なぜ独法法人しかできないのか。例えば、社団、財団法人ではできないのかという例です。それを是非教えていただきたいということです。

○栗山学生支援課長 まず、財団法人等を活用するというのは、今、そういう方向は見直されていると思いますけれども、まず国といったときは、国がやるのは原則ですが、独立行政法人というのは、国の業務を実施する機関として認定されていますから、そういう意味では、そこまでは国そのものでなくても実施できると思いますけれども、それを実施主体はどこでもいいんだと、際限なく広げるとすると、これは法律で国と書いている意味がなくなりますから、そこはやはり法律で国と書いている意味が残る程度までは、実質的に別の主体があり得ると思います。

○八代主査 だから、なぜそれが独立法人でなければだめなのかというところを何もお答えいただいていないんですけれども。今、いろんなものがあるということは認められたわけでしょう。

○ 福井専門委員 もう一つ、独立行政法人が国と同格だということですが、そこもよくわからないんですけども、ちょっと基本的に初歩的なことを御理解いただかないと困るので申し上げますが、ここは立法論を議論する場です。これから制度をどうするのかという議論をするときに、今の法律にこういう条文がありますということを根拠に持ち出さないでいただきたい。国じゃない書き方をしたときに、実害が何ですかということを論点にしているのです。

○ 栗山学生支援課長 これは教育基本法に書いてあることで。

○ 福井専門委員 そうではありません。ここの会議のミッションがそうなっているんですから。

○ 安念専門委員 財源は国、制度設計も国、基準も国がつくるんですよ。それで十分じゃないですか、それで国がやっているということじゃないですか。あとのディストリビューションは、民間の銀行なり何なりに任せて何が困るんですかというのが、もともと我々の疑問ですよ。だから、勿論国はやるんです。

○ 栗山学生支援課長 民間に任せて、今と同じような条件で、奨学金事業が本当に担保できるという道筋は、今の制度を運用している立場からすると、全く見えないので。

○ 八代主査 それはなぜ見えないのか。

○ 栗山学生支援課長 今、2 ページにいろいろ書いたような奨学金の特性ということを見ると、委託して。

○ 八代主査 だから、どういう奨学金の特性なんですか、基本にお金を貸すことでしょうか。それが奨学金であることによって、なぜ民間の金融機関ではできないんですか。

○ 栗山学生支援課長 できないんじゃないくて、今、独法がやっているより、より効果的になるという姿が見えないと。

○ 福井専門委員 よその国でより効果的にやっている例があるじゃないですか。民間が貸してやっていて、うまくいっていない例がありますか。

○ 栗山学生支援課長 例えば、アメリカでは奨学金の一部でそういう手法を運用している奨学金がありますけれども、それはやはり利子補給とか、貸倒れの補填とか、そういうものは政府がやるということで、モラル・ハザードが生じて、やはりそういった手法はやめようと、国が直接調達したものを国が貸そうと、そういう方向に動いていると。

○ 八代主査 そうしたら国がやったら、モラル・ハザードは起こっていないんですか、現にいっぱい貸倒れが起こっているじゃないですか。

○ 福井専門委員 今おっしゃったことを文献で御示してください。

○ 栗山学生支援課長 少し時間をいただきたい。。

○ 福井専門委員 それでは、後にお示してください。具体的に出典をお示しになった上で。

○ 八代主査 少なくとも、国と民間と比べて、国の方がモラル・ハザードが起らないとなると、ちょっと理解できないんですけども。

○ 栗山学生支援課長 いや、モラル・ハザードが起きないんじゃないくて、結局仕組みとし

て、何か回収したら、要するに利ざやを取ってもうかるというような仕組みをつくらなければ、結局、国と変わらないということなんです。

○八代主査 国と変わらなかったら、民間でやっていいじゃないですか。国と変わなければ民間開放するというのが、こちらの立場で、つまり、官から民へというのは、そういうことなんです。国と民間が同じであれば、民間に任せますよということで、官の方が優れているということの立証責任があるんです。

○栗山学生支援課長 変わらないというのは、より効率的にできるという保障もないし、見込みもないということです。

○福井専門委員 文献なり、何国のデータにおいて国より民間の方が非効率だとか、モラル・ハザードが高いという端的な証拠をお示しになった上で御主張ください。

○翁専門委員 実際問題、パフォーマンスとして、従来から奨学金の返還の回収は、余りなされていなかったわけですね。それで、要やく回収に民間の人たちを入れて、それでパフォーマンスを上げていращやるわけでしょう。そういう形で、やはり民間を活用することによって、パフォーマンスを上げていくということを考えなければいけないんじゃないですか。

実際にデータでそれが示されているわけでしょう。回収率なんかは民間を使うことによって。

○栗山学生支援課長 それは、最初に申しましたように、私どもは民間を活用して、その回収はより効果的にできるというふうに考えている分については、その委託を進めているわけで、その根幹自体というか、奨学金事務全体を丸ごとそっくり委託するのは適当でないということだけです。

○草刈副主査 要するに、それをどちらが正しいかというのを「市場化テスト」で立証すればいいんじゃないですか。

○栗山学生支援課長 テストしてダメだったら、やはりダメだったでは済むような事業ではないということです。

○八代主査 もう少し我々にわかるように説明していただきたいと思いますが。

どうぞ。

○福井専門委員 追加的な事項、いただきたい資料等だけ申し上げておきますが、新規返還開始者の回収率実績は、15、16年度だけ書いてあるんですけれども、これは過去にさかのぼって、事業創設以来すべての返還率を教えてください。時効にかかったものも含めて、要するに全額回収されたものがどれだけ、一部回収の場合には平均的に何%、こういったものについて、要するに独法になってからではなくて、育英会とっていただるところからのものすべて含めて全部経年のデータでお示してください。

もう一つ、ちょっと具体的なことでお聞きしますが、なぜか基準の中で通信制教育課程は卒業年の前1年間だけ奨学金の貸付を認めているというお話を聞いているんですが、本当ですか。お調べいただいて、それがなぜなのかという理由がよくわかりませんので、な

ぜ4年間の大学生生活を送るにもかかわらず、通信制であれば1年間だけなのか、何か合理的な論拠があるのかどうか、後ほど文書でお示しただけませんか。

○栗山学生支援課長 通信制は、スクーリング期間だけ奨学金が出ることになっているんですが、恐らくその学校は、最終学年だけスクーリングがあるという学校ではないでしょうか。

○福井専門委員 よくわかりませんが、1年間だけのケースがあると聞いているんですけれども。

○栗山学生支援課長 一般的にそういうルールはありませんので、そこの大学が、何か最終学年だけスクーリングを、その通信制は。

○福井専門委員 スクーリングをやる年は全部出すという意味ですか、そういう基準になっているんですか。

○栗山学生支援課長 はい。

○福井専門委員 よくわかりませんが、通学したときに、テレビ授業とか、ビデオ授業をやっているような場合には、通信制と同じ扱いになるんですか。それも、もしなっているんだとしたら、何でそうなのか。実際に教室に行って、ほかのファシリティーは使っていて、ただ映像だけ講師の生身じゃなくてビデオだという場合でも、実質的には通学のようにも見えるんですけれども、それが通信制と一緒にだとすれば、それはなぜなのかということですよ。

○栗山学生支援課長 それは、通学しなければならないようになっていけば、通信制と同じようには、通信制ではなくて、通常の大学と同じような。

○福井専門委員 ビデオ授業でも通学しなければいけない場合には、通常と同じ扱いですね。

○栗山学生支援課長 どっちでもいいというのはだめです。

○福井専門委員 そうですか。その基準を後ほど教えていただけませんか。

○栗山学生支援課長 はい。

○草刈副主査 時間が来てしまったので、今日は結構ですけれども、留学生支援事業、これに私は非常に問題を感じていまして、今、某財団法人に委託しているというんだけど、これをなぜ委託しなければいけないかというところが、大変疑問なんです。

○福井専門委員 あと1つだけ、さっきの学生生活支援事業という部分ですけれども、これはさっきのお話でも、まだ必ずしも飲み込めないんですが、大学が学生に対して就職支援とか、あるいは情報提供をする取組みを、この機構が集めてデータベース化しているということですか。

○栗山学生支援課長 そうです。

○福井専門委員 その事業を何で独法でやらないといけないんですか。何で国大協とか私大連盟とか私大協会が、自発的にそういう情報を、自らの団体で、あるいは連携を組んだコンソーシアムでデータベースにするのではダメなんですか。

○八代主査 ちょっと、時間もないので、文書でよろしくをお願いします。

それから、訪問督促を外部委託というけれども、どういうところに勧めようとしているのかということも文章をお願いします。外部委託をどういうところに頼もうとしているのかということです。

つまり、どういうところを検討されているかを教えていただきたいと思います。

○翁専門委員 東京国際交流館のコストと収益の関係についてもデータを教えてください。

○八代主査 あとは、また事務局から文書の形でください。ほかに、よろしいですか。

では、ちょっと済みません、時間の制約もあって急いで申し訳ございませんけれども、今後ともよろしくお願いいたします。